

実施主体が分科会と想定した場合の構成員と役割

《推進委員会構成員》

所属団体	構成員		
鹿島区地域協議会	協議会会長	協議会委員 1名	
鹿島地区まちづくり委員会	総務・運営等の部会員または委員会全体の役職者	計 2名	
真野地区まちづくり委員会	総務・運営等の部会員または委員会全体の役職者	計 2名	
八沢地区まちづくり委員会	総務・運営等の部会員または委員会全体の役職者	計 2名	
上真野地区まちづくり委員会	総務・運営等の部会員または委員会全体の役職者	計 2名	
その他事業に関連する外部団体	団体代表者等 1名		(必要に応じ)
(事務局) 鹿島区地域振興課	地域振興課長	自治振興担当係長	事務担当者

※ 分科会の会議成立要件を、事務局を除く委員の3分の2以上の出席とする。

《分科会での役職・役割》

役職	役割	備考
分科会長 (議長)	分科会の進行、協議内容の取りまとめ	分科会委員の互選で決定
分科会副会長	分科会長不在時の議長代理	分科会委員の互選で決定
委員	協議内容について、各所属団体の意見等を発言	
事務局	地域協議会からの協議案件の提出、分科会で決定した内容を地域協議会へ報告。書記。	地域振興課

《所属団体ごとの役割》

地域協議会長・委員	地域協議会及び分科会で協議した内容等、事務局報告内容に補足説明や提案等を行う。
各まちづくり委員会委員	分科会で協議する実施事業に関する具体的な方法等の意見をまちづくり委員会より吸い上げる。また、協議で決定した内容をそれぞれのまちづくり委員会へ落とし込み、事業実施の促進を図る。
外部団体	関連する事業について、協力して行える部分について団体内で取りまとめ、協力体制を確認する。
地域振興課	事務局として、地域ビジョンに関する説明及び地域協議会から出された事業実施方針等について説明。また、分科会で協議した内容及び決定事項・要望事項等を地域協議会へ報告。